平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県公安委員会 委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 15 年 6 月 18 日付けで諮問された傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿一部非公開の件(諮問第 260 号)について、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

特定の警察署で取り扱った傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る 事件指揮簿を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

## (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 14 年 4 月中に特定の警察署で取り扱った傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が、平成15 年 4 月 25 日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

## (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、警察本部長が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び犯罪の予防等に関する情報であって、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第6号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

#### ア 条例第5条第1号該当の点について

実施機関は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報は、条例第5条第1号に該当するため、非公開とした旨説明しているが、特定の警察署は、替え玉を作って人を犯人に仕立てて事件を捏造したから、本件行政文書の非公開部分を公開できないのであり、正当な職務行為をしているのであれば、公開できるはずである。

#### イ 条例第5条第6号該当の点について

実施機関は、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある情報については、条例第5条第6号に該当するため、非公開とした旨説明して

いるが、やられたら、やり返すのは当たり前である。

不当な職務行為をした警察官が謝れば、それで終わることなのに、情報公開だから出せないなどと言い訳を言う前に、自分の良心を確かめれば、いいのである。

#### ウ 本件行政文書以外の行政文書について

本件行政文書以外にも、これに付随する次に掲げる文書(以下「付随 文書」という。)があるはずであるから、付随文書の公開を求める。

## (ア)交番勤務員の証言書

取調べを行った刑事があると言っていた、特定の交番勤務員 2 人の 証言書の公開を求める。

## (イ)現場検証の結果

現場検証をやれば、特定の会社の職員に対しては水をかけただけで、 実際に叩いたのは警察官であることが分かるはずだから、現場検証の 結果の公開を求める。

事件指揮簿に添付されていないということは、隠匿されているということである。

#### (ウ)留置場勤務員の日報

警察官が、留置場の日報を徹夜で作成しているのは知っている。 その日報は、事件指揮簿に綴じてあるはずであるから、全部公開すべきである。

#### エ その他

新聞に掲載された記事は、特定の警察署が公表した内容である。

なぜ、事件のことだけ公表して、特定の会社の工事によって自宅の塀 にヒビが入った件は公表しないのか。

#### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

## (1)本件行政文書について

本件行政文書には、捜査の着手から結了までの捜査経緯、特定の警察署

長による捜査指揮の内容等が記載されている。

- (2)条例第5条第1号該当性について
  - ア 条例第5条第1号本文該当性について
  - (ア)事件名に関する情報は、被疑者の氏名を非公開としても、それ以外 の部分の情報又は、容易に取得できる他の情報とを照合することによ り、本件事件に係る被疑者が識別され、又は識別され得る情報である。
  - (イ)被疑者の本籍、住所、氏名、生年月日、年齢及び生活状況に係る情報(以下「被疑者の氏名等」という。)は、特定の個人が識別され、 又は識別され得る情報である。
  - (ウ)被害者の住所、氏名、生年月日、年齢、勤務先及び職務内容に関する情報(以下「被害者の氏名等」という。)は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。
  - (エ)警部補以下の階級にある捜査主任官、逮捕した警察官(以下「逮捕 警察官」という。)の氏名及び逮捕警察官の上司である地域課幹部の 印影(以下「捜査主任官等の氏名及び印影」と総称する。)は、特定 の個人が識別され、又は識別され得る情報である。
  - (オ)被疑者の処分結果、供述内容等及び本件事件を犯すに至った経緯(以下「被疑者の処分結果等」と総称する。)は、個人の名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であって、公開することにより、被疑者の権利利益を害するおそれがある情報である。
  - (カ)以上のことから、これらの情報は、いずれも条例第5条第1号本文 に該当する。
  - イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
  - (ア)条例第5条第1号ただし書ア、ウ及び工該当性について 前記アにおいて、条例第5条第1号本文に該当すると判断した情報 は、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。
  - (イ)条例第5条第1号ただし書イ該当性について
    - a 被疑者の氏名等、被害者の氏名等及び事件名に関する情報について

被疑者の氏名等、被疑者の処分結果等、被害者の氏名等及び事件

名に関する情報については、慣行として公にされていないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないので非公開とした。

#### b 警部補以下の警察官の氏名等について

警部補以下の階級にある者(相当職を含む。)の氏名は、昭和 46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和 48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

このことは、平成 15 年 9 月 1 日答申第 148 号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当しないため、捜査主任官等の氏名及び印影を非公開とした。

## (3)条例第5条第6号該当性について

#### ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

捜査主任官等の氏名及び印影は、特定の個人が識別される情報であるため、これを知った被疑者等から、いわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体又は財産等に侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪予防の観点から重大な支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 交番名について

逮捕警察官が勤務する交番名、係名及び職務遂行の内容のうちの職に 当たる階級を照合することにより、容易に逮捕警察官の氏名が識別され 得ることとなる。

したがって、交番名を公開することによって逮捕警察官が識別され、これを知った被疑者等から、いわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体又は財産等に侵害が及ぶ 蓋然性が強く、犯罪予防の観点から重大な支障を及ぼすおそれがある。

ウ 指揮(伺い)事項欄中の捜査方針、捜査経過及び捜査手法等について

本件行政文書のうち、指揮(伺い)事項欄に記載された、捜査方針、 捜査経過及び捜査手法等(以下「捜査方針等」と総称する。)は、犯罪 の立件基準及び捜査の着眼点であり、これらの情報が公開されると、こ れを知り得た者が、検挙に至らない程度の同種事案を敢行し、あるいは 逃走又は証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が高く、犯罪の予防 及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

- エ 以上のことから、これらの情報は、いずれも、条例第5条第6号に該当する。
- (4)付随文書(現場検証の結果を除く。)について
  - ア 交番勤務員の証言書という文書は、一切存在しない。

不服申立人が、供述調書のことを想定していた場合においても、警察 官から録取していないため、文書は存在しない。

イ 留置場勤務員の日報はあるが、留置人とのやり取りの状況を記したものではなく、食事を食べたか否か、護送に行ったか否か、取調べをやったか否か等を記載するものである。

#### 4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。 それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2)条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア)条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するお

それがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文で定めたものと解される。

- (イ)また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げる ものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨規 定したものと解される。
  - a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、 心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連する ために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれ があると認められるもの
  - b 無記名の個人の著作物等に係る人格権、財産権を害するおそれが あると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たり、特に必要と認められる場合に限って、この点について触れることとする。

- (ウ)本件非公開情報のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、 又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると 判断する。
  - a 被疑者の氏名等
  - b 被害者の氏名等
  - c 捜査主任官等の氏名及び印影

また、次に掲げるものは、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、 条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- d 事件名に関する情報
- (エ)また、被疑者の処分結果等は、個人の思想、心身の状況等に関する 情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情 報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することに

より、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、 条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アから工までのいずれかに該当するものは公開するとされている。

(ア)条例第5条第1号ただし書ア、ウ及び工該当性について

前記アにおいて、条例第5条第1号本文に該当すると判断した情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書工の人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ及び工のいずれにも該当しないと判断する。

(イ)条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

- a 実施機関は、被疑者の氏名等、被疑者の処分結果等、被害者の氏名等及び事件名に関する情報については「慣行として公にされている情報」には該当しない旨説明している。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- b 実施機関は、警察職員の氏名について、職員録や新聞の異動記事で公表されている警部以上の階級にある者(相当職を含む)の氏名を除き、「慣行として公にされている情報」には該当しないことから、非公開とすべき旨説明している。

この点について、当審査会で調査したところ、昭和 46 年以降、警部補以下の氏名は職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の捜査主任官、逮捕警察官の氏名及び逮

捕警察官の上司である地域課幹部の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、捜査主任官等の氏名及び印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

## (3)条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は 捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある 情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができると解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・ 技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理 由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこ で、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の 判断に相当の理由があるかどうかを検討する。

#### (ア)捜査主任官等の氏名及び印影について

実施機関は、捜査主任官等の氏名及び印影について、公開することにより、特定の個人が識別されるため、これを知った被疑者等から、いわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体又は財産等に侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪予防の観点から重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

警察の業務は、相手方から反発、反感等を招きやすく、捜査を担当する警察官の氏名が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

## (イ) 交番名について

実施機関は、逮捕警察官が勤務する交番名、係名及び職務遂行の内容のうちの職に当たる階級を照合することにより、容易に逮捕警察官の氏名が識別され、これを知った被疑者等から、いわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体又は財産等に侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪予防の観点から重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

この点について、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、上記4(3)(ア)と同様に合理的な理由があると認められる。

## (ウ)捜査方針等に関する情報について

実施機関は、本件非公開情報のうち、捜査方針等に関する情報は、 犯罪の立件基準及び捜査の着眼点であり、これらが公開されると、これを知り得た者が、検挙に至らない程度の同種事案を敢行し、あるい は逃走又は証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が高く、犯罪の 予防及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

捜査方針等の情報が公開されると、捜査の手の内が明らかとなり、 検挙に至らない程度の同種事案が敢行され、あるいは逃走又は証拠隠滅が図られる等の対抗措置が取られることが十分予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

ウ 以上のことから、捜査主任官等の氏名及び印影、交番名並びに捜査方針等は、これらを公開することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

#### (4)付随文書について

不服申立人は、付随文書についても公開すべきであると主張している。 そこで、不服申立人の主張について検討する。

ア 行政文書公開請求の手続については、条例第9条第1項で、請求者は、 公開請求に係る行政文書の内容等を記載した書面(請求書)を実施機関 に提出しなければならない旨規定している。したがって、不服申立て後 に、不服申立人が提出した審査請求書、意見書及び口頭による意見聴取 において、不服申立人が本件公開請求の対象とすべきであると主張する 文書については、公開請求の対象行政文書として取り扱うべきものとは 解されない。

- イ 不服申立人は、本件請求時において、事件指揮簿しか出ない旨指導されたため、そのとおり書いたと主張しているが、当審査会が実施機関に確認したところ、請求当時、実施機関の説明を聞いた上で、請求内容を記載したものであることが認められる。
- ウ 以上のことから、本件公開請求に係る対象行政文書は、実施機関が特 定した本件行政文書と解することが相当である。

したがって、不服申立人が公開すべきと主張する付随文書については、 本件公開請求に係る行政文書に該当しないことから、不服申立てに係る 審議の対象とすることはできない。

なお、当審査会が見分したところ、本件行政文書についても、不服申立人が公開を求めている交番勤務員の証言書、現場検証の結果及び留置場勤務員の日報についての記載はないことが認められる。

#### (5) 審査会の役割について

- ア 条例第 16 条で、実施機関は諾否決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときには、原則として遅滞なく審査会に諮問し、審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定等を行わなければならない旨規定している。
- イ 実施機関が不服申立てに対する決定等を行うに当たって、審査会の議 を経なければならないのは、当該不服申立てが条例第 10 条の規定によ り、次の 1 から 4 までに掲げる場合に行われ、かつ、当該不服申立てが、 行政不服審査法に規定する不服申立ての形式的要件を具備していると である。
  - 1 公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒んだとき
  - 2 公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒んだと き
  - 3 公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないとき

- 4 公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しようとするとき
- ウ 以上のことを踏まえると、審査会の役割は、公開請求に係る対象行政 文書について、その諾否決定に係る不服申立てが諮問された場合に、実 施機関の判断の妥当性を審査するものである。

本件公開請求に係る対象行政文書は、前記(2)で述べたとおり、実施機関が特定した本件行政文書と解され、当審査会は、その諾否決定について実施機関の判断の妥当性を審査することとなる。

#### (6)本件処分及び不服申立てについて

本件処分は、実施機関が本件公開請求に対し、本件行政文書を特定し、 一部非公開としたものであるが、前記(2)で述べたとおり、本件公開請 求に係る対象行政文書は、実施機関が特定した本件行政文書と解すること が相当である。

一方、不服申立人が審査請求書及び意見書において示した付随文書については、前記(5)ウで述べたとおり、公開請求に係る対象行政文書として取り扱うべきものと解することはできない。

したがって、当審査会としては、本件公開請求に対して特定された本件 行政文書に係る実施機関の諾否決定についてのみ審議の対象とし、公開請 求に係る行政文書に該当しない付随文書については不服申立てに係る審議 をすることはできないものと考える。

#### (7)その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容		
平成 15 年 6 月 18 日	諮問		
平成 15 年 6 月 23 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求		
7月16日	実施機関から非公開等理由説明書を受理		
7月22日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公 開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼		
8月20日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見 書を受理		
8月26日	実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付		
平成 16 年 4 月 27 日 (第 33 回部会)	審議		
5月18日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 5月18日 指名委員により実施機関の職員から非公開等理 説明を聴取		
5月31日 (第34回部会)	審議		
6月21日 (第35回部会)	審議		

## 神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職 備	考
金子	正史	同 志 社 大 学 教 授 部	会 員
鈴木	敏 子	横浜国立大学教授	
竹森	裕子	弁護士(横浜弁護士会)  部	会 員
田中	隆三	弁護士(横浜弁護士会)	
玉巻	弘 光	東海大学教授	
千 葉	準 一	東京都立大学教授会長	職務代理者
堀 部	政 男	中 央 大 学 教 授 (部会	長を兼ねる)

(平成 16年7月12日現在)(五十音順)